

第51回 東大阪市子ども・子育て会議
議事録

日時：令和7年8月4日（月） 14:00～16:00

場所：本庁舎22階会議室

出席者：子ども・子育て会議委員

12名

（関川会長、中川(千)副会長、川南委員、中西委員、中城委員、森内委員、西岡委員、斎藤委員、中川(和)委員、村上委員、奥野委員、伊藤委員）

事務局

26名

（山本、森田、永吉、岩本、早崎、川東、大川、西田、高品、赤穂、西野、松木、小泉、藤原、樽井、坂根、野下、森川、三木、野村、川口、谷口、三宅、東村、出井、大塚）

計38名

資料

【資料1】令和7年度の入園・入所状況について

【資料2-1】子ども・子育て支援事業計画 進捗状況

【資料2-2】子ども・子育て支援事業計画 実績数値

【資料3】公立の教育・保育施設再編整備計画について

【当日配布資料】こども誰でも通園制度について

第3期子ども・子育て支援事業計画冊子

議事録

●事務局

大変お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。本日司会を務めます、子どもすこやか部子育て支援室の大川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ち、本日委員18名中12名のご出席をいただいている。東大阪市子ども・子育て会議条例第6条第2項において、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされているが、以上の通り、本日は定足数を満たしていることをご報告させていただく。

本会議は、議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子ども家庭課ホームページにて公開する予定となっている。また、会議についても公開を原則としているため、東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針に従い、募集を行ったが申込みがなかったことをご報告させていただく。

次に、委員の改選により、皆様におかれては、令和7年7月1日付けで新たに委嘱任命させていただいた。お手元に委嘱状・任命書を配付しているので、ご確認いただきたい。

また、会長副会長についてだが、引き続き会長を関川委員、副会長を中川委員にお願いしたいと思うが、よろしいか。

—異議なし—

【新規委員紹介】

- ・東大阪労働団体連絡協議会 委員 中城貴文委員
- ・東大阪市立幼稚園・こども園長会 斎藤由美子委員
- ・東大阪市立小学校校長会 岸本成生委員（欠席）
- ・公立保育所長 代表 中川和美委員

公募委員として、

- ・本市の保育所、認定こども園、小規模保育施設で保育を利用している子どもの保護者 村上愛子委員

・本市の小学校に通っている子どもの保護者 伊藤恵美委員

なお、本日の会議は議事録作成のため録音させていただいているが、発言のある方については挙手をお願いしたい。担当がマイクをお持ちするので、そこで発言をしていただけるようお願いしたい。それでは、関川会長に、このあとの議事進行をお願いする。

●会長

今年度初めての第51回子ども・子育て会議開催になり、随分暑い日が続いているが、お子様の様子はいかがか。元気よく外で遊んでいただくことが望ましいが、あわせて熱中症の心配など、日々されているのではないかなと思う。改めて、日頃の子どもに対する関わり、感謝申し上げる。

さて、今年3月に、第3期子ども・子育て支援事業計画を作成した。お手元にも、事業計画が置かれているかなと思う。第50回会議にご参加いただいている方はご記憶にあると思うが、改めて、子ども・子育て事業の計画のみならず、こども家庭庁に合わせ、東大阪においてもすべての子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み育てることができる、こどもまんなか社会を目指そう。このような考え方を新たに加えて、この第3期事業計画を作成したところである。

本日の会議は、今年度初めての会議になるので、例年のように、まずは就学前の教育・保育施設の入所状況についてご説明させていただこうと思う。この会議が始まったときは、待機児童解消が大きなテーマになっていて、保育所、こども園、小規模保育事業をいかに増やしていくか、あるいは留守家庭児童育成クラブの受け皿をいかに増やしていくかという議論をしてきた。第3期あるいは第4期となると、むしろ人口減少社会において、市の皆様方はとても頑張っているが、東大阪市においても子供の数が減っていくことは避けられない状況にある。そうした中で、今後、教育・保育施設の入所状況がどう変化していくのかを、皆様と一緒に見守っていきたいと考えている。あわせて、令和6年度各事業の実施状況ならびに令和7年度新たに始めた事業の状況などについて、ご報告させていただいた上で、公立の就学前教育・保育施設再編整備計画についてご説明させていただき、皆様方のご意見を頂戴したいと考えている。皆様方におかれては、それぞれの立場から意見をいただき、活発な議論をしていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

それでは、議事1 令和7年度の入園入所状況についてご説明いただきたい。

●事務局

事前配付資料の右肩に資料Iと書かれた資料を元に説明をさせていただく。

I枚目について、こちらは特定教育・保育施設の2号3号の保育が必要なお子様についての入所状況の推移となり、令和2年度から令和7年度までのそれぞれの数字が推移として書かれている。

令和7年度の下整備圏域というところについては、令和7年度の整備圏域ごとの内訳となっており、東大阪市内については7つの地域に分けている。東の方より順に第1第2となっており、最終第7地域までということになる。一般的にリージョンでの説明をすることが多いが、AリージョンBリージョンと置き換えていただいても同じことである。

まず表の上部、各年度の推移について。一番右列に待機児童数という欄があるが、令和3年度から令和5年度については、本市の待機児童数はゼロとなっていた。しかし昨年度は、5名の待機児童が計上されている。今年度、令和7年度については、結論から申し上げますと、8名の待機児童数を計上している。

一番左列の就学前児童数については、年々350人から400人程度減少し続けているという状況にある。

一方で真ん中辺りの入所申込児童数については、コロナの影響で一旦落ち込んだところではあるが、また年々増加しており、今年度についても昨年度と比べ70名ほど増加している状況である。

表には記載しておらず口頭での説明となるが、今年度の待機児童数は8名でありその内訳としては、1歳児が3名、2歳児及び3歳児が2名ずつ、4歳児が1名である。

裏面については、1号認定の方、保育が必要な理由に該当しない方の3歳以上で幼稚園等を利用する方の入所状況となる。

表の上部より、公立の幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、そして私立の幼稚園

型認定こども園、幼保連携型認定こども園となっている。その下に、それぞれの合計について年度ごとに記載しており、令和7年度ではそれぞれの園の定員数の合計が4,612人に対し、一番右の合計園児数が2,231名となっている。

その下、参考として私立幼稚園入所状況について記載しており、令和7年度は1園廃園あったため6園となり、定員数が1,365人に対し合計園児数は705名となっている。

続いて、2歳児保育料無償化と書かれたチラシについて、今年2月の子ども・子育て会議でもご報告をさせていただいていたが、東大阪市では令和8年4月より2歳児の保育料無償化を実施するということで公表しているところである。このチラシについては、保育園等々に配布している。また、市政だより8月号でもご案内をさせていただくことになっており、保育料の無償化に向けて準備を進めている段階である。今後については、9月より保育所の入所の受付が始まるため、入所申込数に基づき、対応が必要になってくると考えているところである。また、今年3月策定の子ども・子育て支援事業計画に記載の数値と大きく変わってくるのであれば、中間見直しの必要性もあると考えている。

議事1の説明については以上である。

●会長

前回無償化した際に、申込数は増えたか。

無償化の議論があった際にも、対象児童の家庭の申込みはおそらく増えるだろうという話をしていたと思う。結果開けてどうであったか。

●事務局

正確な数字を持ち合わせてはいないが、そこまで大きく増加しなかったのではないか。

●会長

確か、計画を修正しなければならないというような議論をした覚えはないので、現状で受け入れていただけるのではないかと思うが、状況が確定した次回に改めてご紹介いただければと思う。

では、ただいまの説明についてご意見、ご質問等はあるか。

●委員

待機児童について、いつも人数を教えていただけるが、待機となっている理由を教えていただきたい。

●事務局

8名の待機の理由についてであるが、8名とも認可外保育施設に入所されており、具体的には母親が看護師であり病院内の託児所に預けておられる方が大多数である。

7月末現在でこの8名のうち、1名は6月中に小規模保育施設に入園となった。また、もう1名は院内の託児所から他市ではあるが認可外の保育施設に入園されている。

残りの6名についてはまだ待機中であり、認可外保育施設に子どもを預けながら就労されてるという現状である。

●会長

その他、いかがか。

●委員

資料1の表について、企業主導型の利用児童数ははっきり数字を挙げていただいている。ただし、説明にもあったとおり認可外保育施設を利用されているという部分もあるため、認可外保育施設に何人入っているのかという欄を作っていただいていないが、それはなぜか、理由があれば教えていただきたい。未入所児童数のこの数字は、認可外保育施設を利用している方もいれば、全く利用もされていない方もい

るのではないかと考える。

4月から2歳児の無償化が始まり、認可保育園、また、認定こども園以外の社会資源として、企業主導型や認可外保育施設においても2歳児は無償化となるということを今回のチラシで市民の皆さんにご案内するということになる。

認可外や企業主導型についても一定、償還払にて利用ができるということが実現してくるわけなので、もう少し明確にそのあたりの数字を出していただかないといけないのではないかと。

足りているのか足りていないのかというところが、この表では精査できないのではないかと思います。

●事務局

認可外の利用者数についてであるが、資料Ⅰの表には含まれないため、そもそもこちらには入らないという認識である。

●会長

ただ、説明にもあったように、最終的に待機児童が認可外保育施設にて預かっているという実態があり、預かっている保護者にとってはかけがえのない社会資源で助かっている。市として全く無関係ではなく、無償化の対象となり給付も行っているの、今後この表の中で、新たに加えるのか、参考資料として※印で加筆するのか、記載方法を工夫しながら認可外保育施設で預かっている子どもの数も資料として残していけるようにご検討いただけないか。

私はこども家庭庁の教育・保育施設における重大事故防止の有識者会議の委員をさせていただいており、この7月にも会議があったが、認可外保育施設で子どもが亡くなっていることへの指導監督のあり方などが議論になっている。大阪府や市町村との関係がうまく連携できていなくて、事故防止のガイドラインに反するような保育をしている状況で、子どもが亡くなったりしている。

本市は中核市であるので、無償化の対象となる認可外保育施設についても巡回指導などを行い、保育の質を確保した上で給付を継続するというスタンスをきっちり確立していただきたいと考える。

そういった意味でも、この計画の片隅ではあるが重要な役割を担っている教育・保育施設の1つとして、市としても把握していただければと考えるが、いかがか。

●事務局

認可外保育施設を利用されている人数についてだが、認可外保育施設は市の確認を経た施設が無償化の対象になっている。その確認は担当課で行っているが、在園児についてはその確認の際の在園児数しか把握できていない状況である。数値が時点時点で変わっていくため、正しい数値をお示しできるかどうかというところについて精査が必要だと考える。

●会長

毎年時期を決めて、その時点で対象となっている人数を上げていただければよいと思う。

もちろん対象となっていない認可外施設もあるということは重々承知しており、そこまですべて把握して数字を上げろと言っているわけではない。

●委員

認可外保育施設に対しても立ち入り調査をされていると思うので、その調書の中に、就労していて認可外保育施設を利用しているか、就労していないが認可外保育施設を利用しているかというような質問項目を作っていただけると、その就労要件があって認可保育園の利用ができなかったということがわかるのではないかと。ただ未入所児童数という数字の中にどれだけかぶっているのか。

そもそも未入所児童数の数の意味が何かということも再確認したいが、これは一体どういう数字で、未入所児童数として算出されるのか。

●会長

新しい委員もおられるため、説明をお願いしたい。

●事務局

未入所児童の内訳について、待機児童調査を行う際に待機児童数から除外する対象者が決まっており、「求職活動を休止している方」が128名、「育児休業中の方」が232名、「特定の保育園等を希望している方」が124名、そして待機児童が8名で、合計した数が492名ということになる。

●委員

資料1の表で入所定員数について、子どもの数が減っていることによって定員数を減らしていったのか、それとも保育所の保育士不足で受けられないという理由で減らしているのか、教えていただきたい。

●事務局

公立園の4園を閉園することにより、定員を減らしたことが影響している。

●会長

それでは、議事2子ども・子育て支援事業計画の進捗について、事務局よりご説明をお願いしたい。

●事務局

資料2-1と資料2-2を使い、ご説明させていただく。

例年、留守家庭児童育成事業と一時預かり事業についてご質問をいただいているので、本日はその2つについて説明させていただく。

続いて議事3では、令和7年度からの新たな事業について、その際にも留守家庭児童育成事業とこども誰でも通園制度についてご説明をさせていただく。

まず議事2について、青少年教育課より留守家庭児童育成事業、施設給付課より一時預かり事業について説明をさせていただく。

●事務局

まず、資料2-1の中段あたり、(3)番の留守家庭児童育成事業の令和6年度の状況について説明させていただく。

④令和6年度計画上の確保数は4,274人であったものに対し、令和6年度の確保状況は4,752人となり、計画に対する進捗率は111%となっている。⑦令和6年度の事業実績は、令和6年度の定員が4,752人、利用児童数は4,318人、こちらが令和6年の5月時点である。

次に、令和6年度確保に向けた具体的な取り組みとして、令和6年度に向けた入会希望調査や、その結果に基づき学校と協議を行い空き教室の確保を行うことで、計画上の不足数を確保した。

令和6年度事業実績に対する評価として、教室整備や空き教室の確保を行うことで令和2年度に計画上の不足数は確保できたが、令和6年度も計画上の利用見込みを超えた申込みがあったため、待機児童が発生しているクラブもあった。

令和7年度確保及び今後の課題について、計画上の利用見込み数を超えて申込みがあったクラブについては、実際の入会状況の推移を踏まえながら整備を進めていく。また、早期に教室整備および空き教室の確保に取り組むため、入会申込時期の前倒しを令和7年度の申込分より実施している。

●事務局

(6)一時預かり事業幼稚園型について、令和6年度の事業実績としては⑦の令和6年度事業実績に記載の通りとなっており、⑧令和6年度確保に向けた具体的な取り組みについて、いずれも幼稚園及び認定こ

も園の在園児を対象とした事業であるため、ニーズに対応した供給量の確保ができています。⑩令和7年度の確保策及び今後の課題として、必要量は満たしており、今後も継続して事業を行っていく。

続いて2枚目の(7)一時預かり事業一般型について、令和6年度の事業実績としては⑦に記載の通り、令和6年度の確保に向けた具体的な取り組みとしては、公立保育施設の旭町子育て支援センター及び楠根子育て支援センターで開所日数を拡大したこと、リフレッシュ型の上限時間を4時間から8時間に拡大し受け入れを行った。また、民間保育施設では事業委託しているつどいの広場で、一施設新規で開設した。⑨令和6年度事業実績に対する評価としては、公立保育施設において令和5年度と比較すると就労型が約1.3倍、リフレッシュ型が1.6倍と増加している。計画上供給量が確保できているように見えるが、実際はお断りしていることもあり、ニーズに対応した供給量を確保できていない状況がある。

⑩令和7年度確保策及び今後の課題としては、公立保育施設にてWebシステムの導入を予定しており、予約状況を見える化することで、利用者が使いやすい事業になるよう努めていく。民間保育施設では、令和7年度からの国の補助基準額が細分化され補助額が減少する施設が見込まれるため、今後の受入状況の把握に努めていく。

●会長

それではただいまの説明について、それぞれの立場からご意見をいただきたい。

事務局の説明と皆様方が日頃感じておられるところが食い違っていることがよくあるため、実際の生活に基づいて外から見ていると、このような評価にはならないはずだというご意見があれば頂戴したい。また、公立保育園、あるいは公立の幼稚園こども園など、数字はこうであるが実際のところの状況などを補足的にご説明いただくと、問題意識の共有ができるのではないかと思います。改めて預かり保育のあたりは現場の先生方からも状況をお聞きできればと考えるが、いかがか。

●委員

(7)一時預かり事業⑨【公立保育施設】の「計画上では供給量の確保ができていているように見えるが、実際にお断りしているケースもあるため」というところで、具体例をお教えいただきたい。

●事務局

具体的な例としては、お預かりするお子様の年齢やアレルギーをお持ちの方、お子様の様子によって日々受入れできる人数が変わる、ということである。

例えば、0歳児が一度に数人も予約をされた場合に、0歳児は1対3というような職員配置の基準もあるため、そういったところでお断りするケースが出てきている状況である。

●委員

そのような説明に対して保護者からの理解は得られているか。

●会長

中川委員より現状をお教えいただけるか。

●委員

今年から一時預かり担当者の職員配置も増やしていっているので、この春からはお断り件数はかなり減ってはきている。先ほど保育課長もおっしゃられたように、同じ10名預かるでもその中に支援が必要なお子様が複数人来られたり、赤ちゃんがその割合の半分を占めてしまうなどの内訳人数によって、大人2人の保育では見ることができないということもあり、お子様の実態に合わせてやむを得ずお断りすることがある。なるべくお断りをするのしないように体制確保して進めているが、どうしても配置基準との照らし合わせによりそのような状況となる。

●会長

受け入れることができない場合、このような方法があるというような提案などはされているか。受け入れてもらえず困った時にどう対応されているかということが、質問の趣旨だと思うが。

●委員

複数園で登録されている方については、別の園で対応が可能かもしれないのでそちらを案内する場合もある。また、幼稚園に所属されながら、行事の後のお休みや代休日、夏休みに利用したいということで併用される方もおられるので、そちらの方ではどうでしたかというお声掛けをする場合もある。

●会長

日頃関係がないお子様を受け入れるというのは、ある意味とても大変なことなので、別の園で受け入れるにしても必要な情報共有をしていただく必要もあり、複数登録していただくことを広げていながら、親の了解を得て同時に情報共有もさせていただくことができる現場は助かるだろう。では、西岡委員、留守家庭児童育成クラブについては何かご意見あるか。ご説明いただいた数字については理解できるが、民間保育園やこども園も含めて状況を教えていただきたい。

●委員

整備をしていただいて、だいぶ利用できるようにしていただけたというところは、こちらの会議に出席し発言させていただいてる中で、進めていただけているという印象は受けている。ただ、どうも3年生や4年生ぐらいの子どもたちが留守家庭を利用できないという数字が、統計的には高く出ている。その理由を教えていただきたい。

また、そのぐらいのタイミングで学校の授業がわからなくなってしまうたりする。学力の低下にも繋がっているのではないかと想像するが、以前からこちらの会議でもお願いしている学習支援や子ども食堂を留守家庭の施設にて共同でやっていただけるような事業展開など、そのような取り組みについて東大阪市としてどのように考えてくださっているのか。留守家庭から子ども食堂に自分たちで行くのは大変危ないし、できればデリバリーで届けていただいてその場所で食べられるという形になればと思う。

また勉強や宿題についても、なかなか親御さんに見てもらえないという子どもたちもあり、どんどん授業がわからなくなり、3年生～5年生頃になるとどんどん学力低下に影響していくという部分も考えられる。施設の整備により入所できる人数は増えたが、次の課題としてはそのような部分をどのようにケアしてあげるかということをして市としては考えてくださっているのか。

卒園してから3～4年後のうちの園児たちがどうなっているのかということも気になるので、現状進めておられることがあれば、教えていただきたい。

●会長

留守家庭児童育成事業については、入れない児童がいるという問題をどう考えるのかという議論を繰り返してきたが、市側の努力もあり、量的にはかなり良くなってきているところが今回の報告の中でもうかがえるところである。この次は量から質の問題に切り替わっていくべきステージに来ているのではないと思う。

留守家庭児童育成事業に繋がっていない児童や、繋がっていても家庭内で課題を抱えている子どもたちを支えていこうとする場合には、この事業の中だけで対応するのは難しい部分がある。なので、他の民間団体や企業、NPOなどと繋がり、今、委員がおっしゃられたような学習支援や食事のデリバリー、必要なご家庭については、さらに夜まで預かってもらえてご飯の提供もあるというような体制を検討していただけないかということが趣旨ではないかと思う。市の制度の中でそこに対応するのは結構難しいハードルがあると思うので、民間とつなげていく中で、対応可能なところから試験的に立ち上げていくという調整をぜひ市にお願いしたいと思うところであるがいかがか。

●事務局

留守家庭児童育成クラブの今後民間と繋げていくというところについて、各クラブが独自でいろいろな団体と繋がり、催しをされていたり、読み聞かせをされたりというところがあるということは聞いているが、市が率先して地域と留守家庭児童育成クラブを繋げるような働きかけについては、現在行っていない。しかし子どもたちにとって地域と繋がるというところについては、大変望ましいと考えているので、市として何かできるのか検討してまいりたい。

●会長

財源がなくても、とりあえず繋げることにより新しい取り組みが立ち上がっていき、市においてもそれはとても面白い取り組みであるから財政的にも応援しようと繋がっていくと、この次期事業計画に市の事業として掲載されてくる。そのようなことができれば良いと考えるので、検討をお願いしたい。

●委員

学習支援と子ども食堂でいうと、現在私が勤務しているところでどちらも活動している。

学習支援教室については週1回の開催であり、子どもたちが延べ30人ほど集まっており、学校教諭のOBの方にも関わっていただいている。子ども食堂については月1回開催しているが、最近子ども食堂の認知度も上がったことにより、子どもたちが月1回ではあるが覚えてきてくれている。また物価の高騰や米不足もある中で、親御さんも1食でも助かるということで、300円はいただくが買って帰られる方もおられるような状況で、かなりニーズがあると日々感じているところである。

市からも助成金はいただいているが、年間で7万円となっている。1回の子ども食堂に子どもたちが40～50人来られる中で、本当に賄えていないというところが現状である。それをどこにお伝えしたらいいのかもわからないし、助成金をいただいているが、市の方が見に来てくださることが一切ない。まずはこういった状況を見ていただきたいと感じている。

●会長

制度に新たに民間が繋がって、事業の内容がより豊かになっているというような例を、できればこの事業計画の中にもコラムのような形で取り上げることができたらよかったが、それ以外でも市の広報などで取り上げながら、そうした取り組みが本市において行われているということを市民の方にわかっていただくような広報活動もご検討いただきたいと思う。

そのような広報活動する場合には、市の職員も実際にそこに足を運んで話を聞いて資料を作ったり、記事を書いたりする形になるので、それが行政と民間事業者との連携、繋がっていくということであろうと思う。できる範囲から第一歩を踏み出していただくということでご検討いただきたい。

●委員

一時預かりの状況について身近に感じているところで申し上げると、例年と変わらず一時預かりの問い合わせは大変多い。待機児童がずっとゼロとか少ない数で推移しているが、夏を超えてくると就労の目的で預けたいという保護者の方からの連絡が日々ある。ただ、ほぼお断りしないといけない状況が多くとても心苦しい。

お電話をしてこられる保護者の方が最初に市にお電話されても、一覧に記載の各園に順番に電話して受入れ状況を確認していただいと言われ、片っ端から電話をされているという状況が、もちろん今年だけではなくずっと続いているので、保護者の方が問い合わせしやすいような方法がないのかと感じる。常々心苦しいと思っており、そういったお電話をいただく度に、資料としては待機児童が数名とはなっているが、実態はかなり待機児童がいるのだらうということは実感しているところである。

●会長

ご意見ということでよろしいか。

●委員

はい。

●委員

一時預かり事業幼稚園型について、現状をお伝えさせていただければと思う。

私どもでは預かり保育として、私立幼稚園、私立幼稚園から移行した認定こども園など各加盟園では従来から実施しており、対象は在園児のお子様となっている。

その中で預かり保育が無償化されてから、需要がすごく大きくなった。また、小規模保育事業の利用者、企業主導型の保育園等々の利用者が、1号認定児としてご入園いただき、この預かり保育の無償化を利用して在園されているという状況が非常に増えてきているため、保護者の方の満足度を高めるという意味も含め、預かり保育の需要数が増えているところに各園にてどんどん対応をさせていただいている状況である。そこで預かれないというお答えをしてしまうと保護者の方がすごく困惑されるので、当日の2号認定や3号認定児の配置基準で配置している職員等々を、当日欠席数に応じて柔軟に施設で対応しながら、急な申し込みにも対応させていただいている状況である。記載していただいているように、ニーズに対応した供給量の提供について対応できているという考えである。

●会長

利用される保護者の方からすると、身近なところでどこが空いているのかがわかるようなシステムがあると一番良い。そして継続して使う機会があるのであれば、登録して利用していただく。利用者の側も全体が把握でき、預かる側もお子様の状況についてシステムを通じて知ることができるものであると、より使いやすい仕組みになっていくのではないかと考える。

ただし、システムを作るとなると予算の問題があるため、もしできるのであれば機会を見てご検討いただきたいが、いかがか。

●事務局

先ほど一時預かりのシステム化についての話があったが、今年度健康部にて母子健康手帳のアプリ化をする方向で現在議論している。まずは公立園だけにはなるが、そちらにて一時預かりの予約をシステム化することにより、どの園が空いているのかというところを見える化し、少しでも保護者のニーズに応えていきたいと考えている。何とか今年度中にシステム化し導入することによって、利用しやすい一時預かり事業にしていきたいと考えている。

●会長

将来的には民間園も希望すれば相乗りできるような仕組みになっているのか。

●事務局

現状ベンダーと協議中ではあるが、一番の理想としては、東大阪市内で一時預かり事業を実施している施設の見える化であると考えている。

しかし、所管が健康部および子どもすこやか部に跨っているため、今後システムを構築していく上で拡張できるのかできないのかということも含めて議論していきたいと考えている。

●会長

できればこの延べ人数3,638人も、その仕組みを使って近くに預かってもらえそうなところがないか探せる仕組みがあると良い。公立園では断られたが、ご近所の民間園では実は受け入れることができていた、ということが起こるかもしれないのでご検討をお願いしたい。

●副会長

少し話は変わるが、2-1の資料の【参考】に記載のある事業が、第3期子ども・子育て支援事業計画に追加された事業の一部と思われる。個人的にも非常に重視している子育て世帯訪問支援事業や、先ほど話にも挙がっていたことも誰でも通園制度、産後ケア事業についても、なるべく早期の予防的な支援を重視した方向性であると思っている。

令和6年度の事業実績において、例えば子育て世帯訪問支援事業のところでいうと、支援家庭23家庭となっているが、その家庭が終結を一定迎えているのか。訪問回数260回のうち1回の訪問で終わったケースもあれば、複数回継続訪問されているというところもあると思う。今はまだ実態把握というところなのかもしれないが、先ほどからも言われていた民間の事業者との定期的な連携というところでの進捗や、民間事業者にも参入していただける広がりおよびその条件設定なども含めて、どのようにご検討を、また、どのような経過で対応されているのかというところが一つ目の質問である。

産後ケア事業のところで、グリーンケアについてとても重要な対応をしてくださっていると感じるが、デイサービスとして実施している具体的な事業者について、利用される妊産婦の方々にどれだけ周知されているのかが気になっている。情報発信については進められているアプリとも連動して進めていただきたい。また、もし参加しているデイサービスで何か連動して行っているという具体例があれば教えていただきたい。

第3期子ども・子育て支援事業計画冊子の75ページに記載の児童育成支援拠点事業や、次ページの親子関係形成支援事業についても国から言われている事業であり、計画冊子には供給量の予測等が記載されているが、これらの事業の適用は令和6年度全くなかったのか共有いただきたい。早期介入、早期予防という観点と、そこからの具体的な施策についてもぜひ市民に対してアプローチしご周知いただけたらと考える。

●会長

【参考】に記載がある第3期計画の新規掲載事業について、特にこども誰でも通園事業についてはこの後説明いただくが、まずは子育て世帯訪問支援事業について。

●副会長

こちらの事業の継続した実態が23家庭・260回というところで、継続しているものなのか終結したものなのかの傾向についてと、産後ケア事業のデイサービスの実情と、親子関係形成支援事業については昨年度実施されていればこちらに掲載していただきたいというところです。

●事務局

子育て世帯訪問支援事業について、一昨年にヤングケアラーのみを対象としたモデル事業として開始したが、昨年度から国の要綱が改正され、子育てに負担などを抱える様々な家庭すべてに向けての事業となった。この支援家庭23家庭の支援状況について今すぐにお答えはできないが、何クールか継続される場合もあれば、障害サービスに繋がったり、地域において一時預かりや支援センター、つどいに参加しながら自分でやっていけるというようなご家庭もあり、様々である。

現在、2事業者に委託して実施しており、どちらも障害サービスを提供している事業者であるが、月に1回、意見交換として今支援されているご家庭の状況をお聞きし、クールが終わった後に、継続した方がいいのか、もしくは他のサービスにつなげて対応していくのか等の検討を行う。大きな視点で、ご家族の状況等も確認しながらどのような支援が一番必要な家庭であるかというところを把握して進めている。現在委託事業者が2事業者であるが、どうしても支援に行けないという地域もあるため、今後、別の事業者の追加検討というところが今後の課題であると考えている。

●事務局

産後ケア事業について、種類としてはショートステイ、デイサービス、訪問型という3種類を設けてお

り、サービス内容についてほとんど変わりはなく、心身の相談、断乳のタイミング・母乳が出ないなどのお母さんの様々な悩み相談や、育児手法についてのサポートなどをさせていただいている。ショートステイについてはお泊まり、デイサービスについては日帰りになるので、特にサービス内容について何が違うというものではない。訪問型については90分の中で、ご自宅にて例えば沐浴の手法などお教えする等、お母さんへの相談対応をメインでさせていただいている。

市内デイサービス及びショートステイが各7ヶ所あり、ショートが市外に追加で9ヶ所、デイサービスが市外12ヶ所の事業所と契約している。一部きちんと産後ケア用に設けていただいているが、市内でいうと小阪産院や恵生会病院では空き部屋があれば追加で予約を取っていただき、できるだけご利用いただけるように工夫していただいているところである。

周知については、妊娠8ヶ月からご予約ができるので、出産が間もなくの方に関して助産師が電話にて近況の連絡確認等させていただく際に、産後ケアについて絶対利用すべきという方に関しては強く勧めているが、誰でもご利用いただける事業であるため、大体の方には周知させていただいているかと思う。また、チラシなどで適宜周知しているところである。

今アンケートの集計をしているところであるが、利用されない方についてのアンケートもしており、簡単な集計では家族などの支援があるので必要がないという結果も出ている。事業自体を知らなかったとか、どんなことをするのが不安で利用されないという方もおられたので、この結果を踏まえて改善できるところはしていきたいと考えている。

●会長

ショートというのは病院か。

●事務局

病院や助産院でのお泊りである。

●事務局

親子関係形成支援事業について、国が対象としているような事業としては実施できていないが、ただもっと広く市内全域に対して、例えば発達に課題のあるお子様をお持ちの保護者の方を対象に、ペアレントトレーニングとして同じ悩みを抱える保護者同士が集まるようなグループワークを年度2回実施しているところである。また、こちらも同じような悩みを持っている方を対象にしているが、トリプルPとしてグループワークでなくセミナーという形で、昨年度2回実施しているという状況である。

今後、親子関係形成支援事業についてどのような形で実施するのが効果的なのかというところを検討してまいりたい。

●副会長

親子関係形成事業についても、ペアレントプログラムなどを実施しているということを挙げてらっしゃる自治体もある。何か重篤な悩みがあるご家庭向けではなく、子育てを前向きに楽しめるようなプログラムの実施も含めて事業数をカウントし記載されているところも多いのではと思うので、実態に即して、周知いただいてもよいのではと思った次第である。

●会長

こども家庭センターが具体的に動き始めると、今おっしゃっていただいたものが、今後連携して、より情報共有等行いながら各事業と繋がり、支えていける体制ができると考える。どこからこのニーズがやってきて、どこに繋がっていくのかということは、核になるセンターが把握して調整することがとても大切だと思うので、今後の事業の充実などが期待される場所である。

それでは、議事3令和7年度からの取り組みについて、事務局よりご説明をお願いしたい。

●事務局

令和7年度からの取り組みについて、留守家庭児童育成事業と、本日お配りしている追加資料を使いこども誰でも通園制度について説明させていただく。

●事務局

では、留守家庭児童育成事業について説明させていただく。

申込者数について、市内全体で毎年約100人増加している状況で、そのため学校によっては待機児童が出ている状況である。待機児童対策として、前年度より申し込み期限を従来から2ヶ月前倒しをし、12月から申し込みを受け付けている。そこで待機児童が発生すると判明した学校については早期に空き教室の確保に努めてきた。今年度においても前倒しをして行いたいと考えており、また空き教室の確保に努めていく。

続いて、夏休みや冬休みの長期休業中の開設時間について、これまで8時30分としていたが、保護者より長期休業中も授業がある日と同じように学校に行けるように、8時からの開設を望む声が多かったため、この夏より8時からの開設とした。

また、お昼ご飯の注文サービスを令和6年度の冬休み及び春休みに試行的に20校で実施してきた。試行実施の結果、事業者より全校での対応が可能との報告を受けたことにより、この夏休みから全校で実施している。

最後に、令和7年の取り組みということだけではないが、待機児童対策としてこれまで空き教室の確保及び整備を行い、児童を受け入れていた。来年度以降空き教室を確保できない学校については、通常事業で使用している家庭科室や図工室などの特別教室の時間を区切って、例えば6時間目以降は留守家庭で使うというタイムシェアの活用を進めていきたいと考えている。

●事務局

こども誰でも通園制度について説明をさせていただく。追加資料に概要をまとめている。2枚目が令和7年度のこども誰でも通園制度の周知チラシとなっている。3枚目が誰でも通園制度の実施園が6月から追加となったため、追加園についても掲載している資料となる。

制度の概要としては、在宅で子育てをしている世帯の子どもを対象に月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で実施施設を利用できる事業である。同年代の子ども同士で触れ合うなど、家庭とは異なる経験を通して、健やかな育ちを支える制度となっている。

本市としては令和6年度の7月から試行的事業を実施しており、7月の時点において9施設で開始、10月から1施設追加となり、合計10施設で実施した。保育所などに通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満の子どもが対象である。利用時間は子ども1人あたり、月10時間が上限である。令和6年度の認定証発行人数は196人。延べ利用者数は799人であった。

令和7年度については、5月から事業を開始し6施設で実施した。6月から5施設が追加となり、現在11施設で実施している。対象年齢については保育所等に通っていない0歳6ヶ月から2歳児であり、令和7年度中に3歳になった場合はその年度末まで利用できることとなり、市独自に対象を拡大して実施している。利用時間については6年度と同様、子ども1人当たり10時間が上限である。また、直近の認定証発行人数は143人となっている。

●会長

こども誰でも通園制度がモデル事業を経て、本市においても始まっており、その概要がチラシにも掲載されている。実施園の数については現在11園ということで、具体的な実施園名が資料の最後につけられている。市としては、認定証発行人数は今後増えていくと考えておられるか。また、実施園はもっと増やしていくという方針であるか。モデル事業とすればこのぐらいからスタートしてということだと思うが、実際に始まった段階で今後の見込みを把握されているのであればお教えいただきたい。

●事務局

実施園については現在11園であり、今後も実施のご協力をいただけるように進めているところである。また11園以外にも、新たに今年度実施する意向を口頭であるが確認できている園も2園あり、11園から2園増える予定となっている。

●委員

こども誰でも通園制度について、令和6年より開始し2年目を迎えているところである。私立保育会においても質問させていただいているが、現状、民間保育施設は59施設ある。私立保育会の園の中でこども誰でも通園制度に参加している園はかなり少ないと感じている。この現状について、市としてどのような問題点があるか把握されている部分があれば聞かせていただきたい。

また、参考資料では、こども誰でも通園制度について第3期の新規事業として記載されている。⑩令和7年度確保策及び今後の課題に、「令和8年度の給付制度化を見据え、実施施設が増えるような取組を国に要望していく」と明記されているが、具体的にどのような要望を考えていただいているのかお教えいただきたい。

一時保育のリフレッシュ型とこども誰でも通園制度について併用する方もおられると思うが、実際に今こども誰でも通園制度を実施している園が、リフレッシュ型も利用しているということは確認されているのか、そのようなところも報告いただけると今後、民間でも同様の流れで利用が広がっていくということが想像できるので、もし把握されているのであればお教えいただきたい。

●事務局

実施施設については、今後も利便性を図るために増やしていきたいと考えている。ただ、課題としては、職員体制や施設内での場所の確保がある。また、参考資料に記載の「令和8年度の制度化を見据えて実施施設が増えるような取組」というところで、国の補助が1時間当たり単価×利用時間数となっており、そちらの補助額で考えると人を1人確保することが難しいということも、経営面での課題としてあるのだろうと考えている。このような理由で実施をためられる園もあるのではと考えているため、園として実施しやすくなるような制度の仕組み等を考えていただきたいと要望していきたいと考えているところである。

次に、一時預かりのリフレッシュ型との棲み分けについてであるが、一時預かり事業とこども誰でも通園制度は非常に違いがわかりにくいと以前から言われているところである。一時預かり事業については親の就労やリフレッシュ目的のために子どもを預かってもらうために利用するもの、こども誰でも通園制度については家庭とは異なる経験を通して子どもの健やかな育ちにつなげていくという子どもを主体とした事業である。こども誰でも通園制度の実施園で一時預かりを実施されている園もあるが、こども誰でも通園制度を実施するにあたっては、定員や曜日、時間帯等を定めていただいているので、この中で使用されるものについては、通園制度を利用していただく。ただし、こども誰でも通園制度については上限時間が決まっており、それを超えた部分は一時預かり事業としての利用も可能であるとされているので、切り替えて実施されている園もあると思っているが、そういった園がどれだけあるか等について現状把握まではできていない状況である。

●会長

現在未就園で、子育ての不安などを抱えてる方々がここに結びつくことによって、新たに使えるいろいろなサポートを紹介できるメリットもあるので、私とすれば、多くの方に利用していただけて、かつ本当に支援が必要な人たちを公的な仕組みにつなげていける拠点になってくれればいいなという期待がある。まだ保育園やこども園を利用しておらず、一時預かりも利用していないが、ぜひ身近なところで、自分のかかりつけの保育園・こども園はここであると決めて訪れていただけるような窓口になっていただければと思っているので、今後とも、関係者の方々と協力しながら、制度充実を図っていただければと思う。

●委員

留守家庭児童クラブの資料がないのは何か理由があるのか。口頭でご説明はいただいたが、こちらの会議は大事なことを決定していく会議で、今おっしゃられたことは努力でクリアして改善された良い話だと思う。目に見える資料がないと、家族や当事者に対してどのような案内をしているのかというところもわからないし、どうお考えかお聞かせいただきたい。

●事務局

申し訳ございません。資料作成し、報告すべきであったと考える。

●委員

留守家庭児童クラブについて、先ほどのご説明の中で、長期休み中にお昼ご飯の注文サービスを試験的にに行い、全校での対応が可能になったとおっしゃっていた。先ほど私が申し上げた、子ども食堂のデリバリーのようなもの、要は民間企業等と市が連携して学校に食事が届くということが、この長期休みで実践され、全校に配られるということが実現しているので、それと子ども食堂を繋いでいくことはできないのか。

こども誰でも通園制度のところでも利便性を考えてとおっしゃられたが、子ども食堂においてもこども誰でも通園制度においても、46学校区に1つずつ実施機関があり市内どの地域でもサービスが提供できるということを想定しての募集がそもそもされていない。実際にこども誰でも通園制度実施園の住所を見ても偏っていることがわかる。同じ法人の姉妹園が実施するという事で園名が掲載されている。学校区ごとに最低1ヶ所というような目標を定めて、市内のどこの地域でも均等にサービスが提供されるように進めていただきたいということを以前よりお伝えしていた。引き続き検討をされているのか、やはり難しいということなのか、実情をお聞かせいただきたい。

●事務局

留守家庭児童育成クラブについて、保護者の方が希望すればどこの学校であっても注文できるという長期休業中の昼食注文サービスを開始したところである。

今はこのような形で実施をしているが、他の選択肢として子ども食堂と繋ぐということも学校によってはあると考えられる。しかし、それを実施しようとすると、全ての学校が一斉に同じサービスを提供するということが難しくなるのではと思われる。地域の実情に応じたやり方となってくると思うので、そこをどのように制度として築いていけるのかというところは検討していきたい。

●事務局

こども誰でも通園制度について、確かに家の近くに実施園があれば利用したいであろうし、その方が便利だと考えるので、できるだけ地域満遍なく支援ができるような状態に持っていきたいとは考えている。しかし、やはり園の体制や事情もあるかと思うので、様々なご意見をお聞きし意見交換等行いながら、市民のため利用しやすいような事業となるように引き続き取り組んでまいりたい。

●事務局

子ども食堂について、委員がおっしゃられるように小学校区に最低1つは必要であるという考えは持っている。現状、市より補助事業として、子ども食堂を実施しておられるNPO法人や社会福祉法人等の団体に対して補助金を支給している。ただし、何らかの理由で、市への申請をしておられず、補助を受けずに実施しておられる団体もある。市より補助金を支給していない団体については把握ができていないという現状であるため、そのような子ども食堂の把握も含めて、子ども食堂にかかるネットワーク構築を関係機関と意見交換等しながら進めているところである。市より補助金を支給していない子ども食堂の把握ができれば合わせて広報等行っていきたいと考えている。

●委員

注文サービスができていないなかで、子ども食堂のデリバリーは制度上無理なのか。子ども食堂まで子どもたちが行けなかったとしてもデリバリーで届けるなどの方策を以前から検討していただきたいとお伝えしていたところである。留守家庭にて注文サービスを実施しているという実績が報告されたので、子ども食堂においても前進できるのではと考えるが、いかがか。

●事務局

現状そこまでの検討は行えていない。子ども食堂の実施をするにあたり衛生面での基準等があり、どのように実施できるかの検討はしなければならないと考えている。

●会長

それでは、議事４公立の就学前教育・保育施設再編整備計画について、事務局よりご説明お願いしたい。

●事務局

公立の就学前教育・保育施設再編整備計画について、平成27年5月に策定し、平成30年に子ども・子育て支援事業計画に合わせて検討し、中間見直しを行った。また令和2年3月の子ども・子育て会議で、公立幼稚園については令和4年を目途に、そのあり方を検討するとしていた。令和6年度に2回の幼保連携検討部会を開催し、公立幼稚園のあり方について議論をさせていただいた。第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の結果からも、1号認定児のニーズがさらに低下していく動向である。資料3の2ページ目の概要図のとおり、令和7年5月に公立幼稚園2園、若江幼稚園と英田幼稚園について、当該園域で1号認定児のニーズが賄える見込みであること、また木造園舎の老朽化などもあり令和9年度末に廃園の方針が確認された。その他、公立施設について変更はないが、公立保育所4園、鳥居保育所、岩田保育所、御厨保育所、友井保育所については、計画通り今年度末に廃園になることをご報告させていただく。

●会長

廃園となる園が決まっているが、存続となっている園を今後どのような形で存続させるのかというところは市の思いもあるだろうが、現場のご意見もぜひ伺いたい。

現在の公立の入所状況について見ると、定員に対して子どもが集まらない非常に厳しい状況となっている。おそらく、この計画に基づいて廃園した後も存続している園においては、今の状況が続くのかあるいは多機能化・多角化することにより、存続できる状況が見通せているのかを伺いたいと思うが、いかがか。

●委員

現在、存続となっている公立2園のところで、教育委員会事務局の見解がないまま、現場の意見とすれ違いがあっては良くないと考えているところである。今後、2050年問題に向けてとなった時に、明らかに1号認定児についての著しい減少は変わらないと思う。

先ほどの委員からのご意見の中でも、一時預かりを使いながら1号で在席しているということは、公立の幼稚園の現存している園についてはどの園も同じ現状である。その児童のご家庭が就労した時には、2号への移行を求められる方が大半である。また地域の中にいると、公立園を望まれているというご意見も少人数ではあるかもしれないが明らかに聞こえてくる。そこがなぜかというところで、様々な問い合わせの中では、まずは毎日通われることになるので身近なところと、一緒にお話をさせていただいており、特色のある民間園もいろいろ見比べたが、あまりに特色に特化していると選択しづらいというご家庭のご意見もあり、納得できるところがある。いろいろ家庭背景が違っていて、どのように共感し

てすべての子どもに対してどのように教育格差なく保障していくかというところに視点を当てた時に、これは東大阪市だけの問題ではなく全国的な公立幼稚園の課題であると顕著化している。公立園のあり方をどうしていくかについては、なくす方向だけではない、多角化・多機能化というところも含めて検討を図っていくということが現場も必要と感じているところである。ただし、多角的になると、現場の思いだけではなく予算も関係してくる。公立園にだけ予算を投資し多角化を図っていくとなった時には、公立園だけでの現存は考えていけない。質の保障についても、園児の縮小だけではなくもっと他の部分で課題がより深くなっている。民間園も一緒に共生教育を図っていくというところも併せて、ご意見を今後さらにいただかないといけないと現場では議論しているところである。

●会長

公立園を存続させるために幼保連携型認定こども園に移行したが、資料ⅠにもあったようにⅠ号の入所状況を見ると、現在定員に対して大きく子どもの数が集まっていない状況である。この状況を現場はどう改善しようとされているのか、改善したいと考えておられるのかというところが、今後縮小方向に進むのか、存続させるべきだという議論に向かうのか、今とても重要な時期に来ていると感じる。

その他、この問題について幼保連携検討部会に参加されている方で補足してご意見いただける方おられるか。

●委員

私の意見として伝えておくと、今、存続と廃園が決まっているが、公立園の存続はあってもいいのではないかと考えている。量より質というところが民間も公立も特に問われていくので、どのように質についてのアピールをしていくのかが大事である。また、公立園を選ばれる方のその理由もいろいろあると思われるので、公立園がどんどん廃園していくということはあってはならないと思う。

先ほど留守家庭児童育成事業にて、長期休み中の開設時間を8時に見直されたことも報告にあったが、そもそも小さいお子さんが小学校6年生まで成長するにあたって、それだけご両親がたくさん仕事をガンガンしないといけない。そのために留守家庭や保育園に長時間子どもを預けなければならないということに少し疑問を感じている。

現在の出生数が68万人であり、すごく減ってきているし、今後もますます減ると思う。東大阪市だけで考えるのではなく日本全体で、子どもが生まれたのち6年生まで育つにあたって、そこまでの親の長時間労働が本当に必要なのか、また0歳1歳の子がそれだけ長時間の保育が本当に必要なのか。社会全体でももう少し子育て家庭を温かく見守っていただけるような利用時間の確保をしていただきたい。また致命的な状況になってきているが、働いておられる保育士の人手不足について、この方々にしっかりと誇りを持って働いていただくためには、もう少し休暇日数が多くならないといけないし、就労時間についても見直していかないといけない。先生になりたいという方が増えるためには、このような改革も国にしっかりと考えていただきたいと思う。このような議論を東大阪市の部分として、この子ども・子育て会議でできたらと思いながらいつも参加させていただいている。

●委員

検討会等でも意見をさせていただいているが、まず公立幼稚園が担っていただいている大きな部分として、入園を希望される方に対してお断りをされない、大きなセーフティーネットとしての役割があると考えている。個別の支援や配慮が必要な子どもたち、外国籍の子どもたち等についても入園のお断りをされないという。現状、このように担っていただいている部分をすべて民間でやれるのかについては、Ⅰ号認定児にかかる市からの職員配置については、2・3号認定児とは違い、いただけないような状況の中での運営になっている。私立幼稚園、また私立幼稚園由来の認定こども園については、入

園させる子どもを選んでいるのではないかというイメージをお持ちの方もおられるが、決してそうではない。地域の子どもたちはもちろん、個別に対応が必要な子どもたちもI号認定として受け入れをさせていただいており、インクルーシブに運営されている園がほとんどである。以上のこともご理解をいただき、ぜひ公立幼稚園の存続についてはお考えいただけるとありがたい。

もうI点が質の高い教育・保育を目指していく上で、公立幼稚園の歴代の園長先生はじめ、お勤めされている先生方は研修も重ねられて非常に広い見識をお持ちで、現在、民間園と一緒に研修会等の立案・企画をしていただいている。質の高い東大阪の教育を目指したときに、公立幼稚園いわば市の方たちに指導・研究していただいて、子どもたちの育ちのために教育していただくということも大きな部分を占めているのではないかと考えるため、是非ご検討いただければありがたいと思っている。

●会長

ぜひ今後のあり方に反映させていただきたい。

議事5その他について、令和6年10月30日付で文科省より通知があった「幼児教育施設及び小学校における架け橋期の教育充実について」に基づいて、今年度、幼保連携検討部会において架け橋期プログラムの検討を行うことになるため、従来の幼保連携検討部会委員に加えて、小学校の校長先生をI人部会委員として指名したいと考えているが、それについて、会長に一任していただけるか。

●一同

異議なし。

●会長

ありがとうございます。

●委員

初めての参加なので少し論点がずれているかもしれないが、75ページ(16)の児童育成支援拠点事業について、子育てに不安を抱える家庭や学校以外の居場所を必要とする児童に対しての居場所となる場を開設し、という事業概要が書かれている。当該事業の進捗状況の資料に一切記載がなかったが、どのように進めていただいているのか。全国で35万人ほどの学校に行けない子どもたちがいるという現状で、東大阪でもかなりの人数の子どもたちが学校に行くことができていないような状況等を聞いているため、お教えいただきたい。

●事務局

児童育成支援拠点事業について、国のガイドラインでも第3期の子ども・子育て支援事業計画より新たに追加されたものになっている。本市においても検討すべき課題ではあるが、まだ現状そこまでできていない状況であるため、検討が進めばまたご報告をさせていただきたい。

本日はこのような回答となり申し訳ないが、ご理解いただきたい。

●会長

75ページの表の需要と供給について、供給量[b]にハイフンが引かれているということは、現在、供給体制がゼロだということでは間違ったのか。

●事務局

まだ本市では現状検討ができていないということで供給量がゼロということである。

●会長

来年度の事業の進捗状況には、ここに具体的な数値が上がってくるようにご検討をいただきたい。まだ

実施体制が整っていないというのであれば、その理由やそこに至るプロセス等もご説明いただきながら、努力していただければと思う。おそらくこのニーズそれ自身も少なめなのではないか。アウトリーチで掘り上げていくと、課題を抱えている家庭や子どもがこれ以外にもおられるのではないかと思うので、改めてご検討いただければと思う。

●委員

今の(16)の話でいくと、ずっと従来から要望させていただいていた幼保小の架け橋にかかる計画について、少し進めていただいているとお聞きしたので、本日のこちらの会議にて報告があるかと思っていた。もしよろしければ、どのように現状計画が進んでいるのか、教育委員会の方からお教えいただきたいが、いかがか。

●事務局

幼保小の架け橋プログラムについては、文部科学省より通知が出ているものになる。架け橋期5歳児から小学校1年生までの2年間の教育の充実を図るために幼保小はもとより、保護者や地域住民等の子どもに関わる大人が立場の違いを超えて自分事として連携し、子ども一人一人の多様性に配慮した上で、全ての子どもに学びや生活の基本を育むことを目指す取り組みとなっている。現在、東大阪市では幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、公立の学校園現場においては、幼小連携の観点から園児と児童が交流する機会を設けるとともに、中学校区内において目指す子ども像や付けたい力を共有し、園と小学校と連携して日常的に教育活動に取り組んできた。しかし、学校園の取り組みには実施回数や内容の差があり、また、公立、私立と施設類型を問わず取り組みを進めていくことが課題であった。そこで今年度、東大阪市として、公立、私立を問わず同じ地域にある就学前の教育の保育施設と小学校との連携校一覧表というものを作成した。小学校51校、義務教育学校2校、就学前教育施設97園が交流し合えるシステムとなる。今年度の後半ごろから、双方がそれぞれの教育、保育の特性や違いを理解し合い、相互理解を深められるように公開保育や公開授業を見学することから始めてまいりたいと考えている。

●委員

障害施設事業所の連絡会より委員として来させていただいている。障害重度の子どもたちのうち入園できていない子どもたちがいる中で、その架け橋期プロジェクトが進んでいくとなると、よりその子どもたちが地域から外れてしまうのではと感じる。例えば、障害児者支援センターに通っている子どもたちは、地域の園に入園できていないような状況で、でも地域で暮らしていて、いきなり就学地域の学校に通うことになる。他の子どもたちとはどんどん情報の取り方や情報量が変わってくるのではないかと思っているので、そこに乗せていただけるような制度等を充実させていかないといけないと考えている。特に医療的ケアを必要とする子どもたちについては、公立園には入れているけれども、私立園にはなかなか行けないという状況も変えていかないといけない。より取り残されていく、より便利になればなるほどその子どもたちはどんどん取り残されていくという環境になりかねないと感じている。今お話を聞いて、余計危ないのではないかと思ったので、連動して進めていただけるように検討していただきたい。

●会長

今の問題も含めて公立も関わっていただき、こども家庭センターも動いていただきながら、地域ですべての子どもたちを支える仕組みをどう作るかが、第3期の課題になってきそうである。実施状況については数の問題だけではなくて、質の問題、内容の問題についても、せっかくの話し合う場であるため議論していく。情報共有していただければと思っている。
では、事務局にお返しする。

●事務局

以上にて、第51回子ども・子育て会議を閉会とする。本日は長時間のご審議ありがとうございました。